

少 安 第 4 9 5 号
令 和 3 年 3 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年サポートセンターの活動の方向性等について

青森県警察少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）の活動要領については、青森県警察少年サポートセンター運営要綱（「青森県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について」令和3年3月1日付け少安第476号別添。以下「要綱」という。）により示しているところであるが、その活動の方向性等について下記のとおり定め、令和3年4月1日から運用することとしたので、趣旨を理解の上、活動の強化に努められたい。

記

1 活動の方向性

(1) 優先して取り組む活動

要綱第4の3に示しているとおり、少年サポートセンターの職員（以下「少年サポートセンター員」という。）は、要綱第4の1(1)少年相談に関する事、(2)継続補導（少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を含む。）に関する事及び(3)被害少年に対する継続的支援に関する事について、他の活動に優先して取り組むこと（以下、要綱第4の1(1)から(3)までの活動を「優先して取り組む活動」という。）。

(2) 優先して取り組む活動に資する活動

要綱第4の1(4)街頭補導に関する事、(5)触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理に関する事、(6)家出少年への対応に関する事及び(7)要保護少年への対応に関する事については、要綱第4の1(2)及び(3)の活動（以下「継続補導等」という。）の対象少年を多く取り扱うことから、少年サポートセンター員による処理・対応を強化し、継続補導等につなげる事（以下、要綱第4の1(4)から(7)までの活動を「資する活動」という。）。

(3) 広報・啓発等

要綱第4の1(8)有害環境の浄化に関する事、(9)関係機関との連携に関する事及び(10)広報啓発に関する事については、非行や犯罪被害の防止に重要な活動であるとともに、少年サポートセンターの周知を図っていく点でも極めて有効であることから、積極的に取り組むこと。

2 編成等

(1) 編成

少年サポートセンターの編成は、別表1のとおりとする。

(2) 少年相談の受理電話等

ア 少年サポートセンターの電話については、従来のヤングテレホンの呼称を廃止し、別表2のとおりとするので、電話を受理する際は、少年サポートセンター名を名乗ること。

なお、「ヤングテレホン運用要領の一部改正について」（平成30年12月20日付け少年第227号）は、本通達の運用開始をもって廃止する。

イ ヤングメールの呼称を少年サポートメールに改める。

ウ 電話及びメールで受理した少年相談については、「少年相談の実施要領について」（令和3年3月19日付け少安第496号）に基づいた措置をとることとし、少年相談関係綴に同電話及びメールで受理した旨が分かるように保存すること。

3 継続補導等の強化に向けた方策

(1) 指導体制の強化

要綱第4の2に規定する少年サポートセンター員は、青森少年サポートセンター新町センター（以下「新町センター」という。）に配置された職員とし、優先して取り組む活動の活性化に向け、次の業務指導を行うものとする。

ア 新町センター以外の少年サポートセンターに対する前記方向性を踏まえた活動を推進するための指導

イ 少年サポートセンター未設置警察署に対する継続補導等を実施する必要がある少年の有無についての確認

(2) 資する活動への対応の強化

ア 街頭補導

たまり場等に関する情報のデータベース化等により、不良行為が行われる可能性の高い場所に重点的に立ち寄るなど、不良行為少年の発見に努めるほか、補導した少年の行為の内容等に応じて、積極的に継続補導の実施を検討すること。

イ 触法・ぐ犯少年への対応

触法・ぐ犯少年事案の調査に当たっては、可能な限り、少年サポートセンター員が調査を担当する警察官に同行して少年及び保護者との面接を担当するものとし、同行できなかった事案についても、担当警察官と情報共有の上、継続補導の実施に向けた働き掛けを行うこと。

ウ 不良行為少年への対応

警察官が補導した不良行為少年について、少年補導票の決裁時に継続補導が必要な少年を抽出し、継続補導の実施に向けた働き掛けを行うこと。

エ 家出少年への対応

発見後の面接については、可能な限り、少年サポートセンター員が担当するものとし、警察官が面接する場合においても、少年サポートセンター員と情報共有に努め、継続補導の実施に向けた働き掛けを行うこと。

オ 要保護少年への対応

(ア) 被児童虐待児童への対応

事案認知時において、必要に応じて、少年サポートセンター員が警察官に同行して被害児童からの聴取を行うほか、児童相談所の措置終了後、当該児童に対する継続的支援を実施する必要があると認められる場合は、当該児童の保護者に対して継続的支援の実施に向けた働き掛けを行うこと。

(イ) 被虐待児童以外の要保護少年

当該少年への対応に当たり、継続補導の実施の必要性について検討すること。

4 支援要請

要綱第6に規定する警察署長による少年サポートセンター所長への支援要請については、別記様式第1号により行うものとする。

5 少年サポートセンターによる活動の明示

少年サポートセンターの活動について、あらゆる活動を通じて広報するとともに、活動に当たっては少年サポートセンター員であることを明らかにして臨み、少年サポートセンターの周知を図ること。

6 服装

少年サポートセンターの活動を行うに当たって、少年補導職員の制服の着用による活動効果が認められるときは、制服を着用するものとする。

7 報告要領

各少年サポートセンターの活動予定については、別記様式第2号により、毎週木曜日（木曜日が休日の場合は水曜日）までに、翌週分を下記担当までメール送信すること。

8 業務の合理化・効率化

前記の方向性を踏まえた活動が活発に行えるように、学校訪問や講話実施後の帰庁途中に併せて街頭補導を実施するなど、業務の合理化・効率化に不断に取り組むこと。

9 警察署における関係書類の決裁

少年サポートセンターは、警察本部少年女性安全課に設置しているが、その活動は、警察署の少年警察活動と直結することから、取り扱う事案を管理する警察署の少年警察部門の警察官も関係書類の決裁を行うこと。

担当 少年女性安全課少年対策係

別表 1

所 長	少年女性安全課長	
副 所 長	少年対策室長	
	少年補導統括官	
青森少年サポートセンター	新町センター (少年女性安全課)	生活安全部少年女性安全課に配置された少年補導職員及び被害少年対策官
	安方センター (青森警察署)	青森警察署に配置された少年補導職員
八戸少年サポートセンター(八戸警察署)	八戸警察署に配置された少年補導職員	
弘前少年サポートセンター(弘前警察署)	弘前警察署に配置された少年補導職員	

別表 2

センター名		電話番号	相談受理時間
青森少年サポートセンター	新町センター	0120-58-7867	土、日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで
	安方センター	017-776-7676	
八戸少年サポートセンター		0178-22-7676	
弘前少年サポートセンター		0172-35-7676	

別記様式第1号

第 号
年 月 日

少年サポートセンター所長 殿

(警 察 署 長)

青森県警察少年サポートセンター員支援要請書

支援要請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
支援要請人員	人
支援要請場所	
要 請 事 由	
参 考 事 項	

【警察署担当者】

係名

階級

氏名

警電

少年サポートセンター週間活動予定

(年 月 日 ~ 年 月 日)

センター名							
月 日	センター員				時 間	活 動 内 容	場 所
/ (月)							
/ (火)							
/ (水)							
/ (木)							
/ (金)							
/ (土)							
/ (日)							

【備 考】

--